

道路損傷負擔金問題に就いて

苦 勞 生

一、辛い貧乏

道路法第四十條に規程して曰く

特ニ道路ヲ損傷スル原因ト爲ルヘキ事業ヲ爲ス者アル
場合ニ於テ管理者ハ之カ爲ニ要スル道路ノ維持又ハ修
繕ノ費用ノ一部ヲ其ノ事業者ニ負擔セシムルコトヲ
得

何を匿そう右の條文が所謂道路損傷負擔金問題を規定せしものにして同法第三十九條に規定せる受益者負擔金の問題と共に道路の維持修繕の費用にさへ事缺く貧乏縣等の百萬の味方であると同時にトツカピン以上の強精劑でもあるのである。

誰しも金さへ有れば貧乏等はして居ない。金が無い許り

に四苦八苦借金政策をなさんにも貸し手がなく、結局は有りもしない智慧をさんたく絞つて種々なる規程を制定し幾分なりとも収入を増さん方針である。

全く病氣にかゝりし馬の如く自力更生だか他力本願だか判らないが兎に角青息吐息の有様である。

金が無い許りに満足な土木事業も施行出來ず、ヤレ繰越だヤレ中止だ、イヤ無期延期だ等々と、各府縣共極度の神經衰弱に冒されし結果ヒボコンデリーに呻吟して居るのだ斯る折柄道路損傷負擔金制度を確立し、幾分にてても縣の財政を融和しようと言ふ企は、實に當を得た有難かりける次第である。

亦縣が裕福にならば、其の下に働く我々も非常に意が強

い。尙これにて道路の維持修繕の徹底を期するに於ては文
化産業の開發上其の効たるや實に大なりと思ふ。

二、弘法にも筆の誤り

近年各府縣共道路損傷負擔金徵收規則を制度し着々其の
成績良好にならんとする時、我が埼玉縣に於ても貧の神に
は到底勝てず一大勇氣を發揮して鋭意研究に研究を重ねし
結果、昭和十年三月十六日埼玉縣令第十三號としてこれを
公布した。おそまき乍ら至極結構な事であると思ふ。

唯氣の毒なるは彼等自動車營業者のみ、たとへ前世紀の
遺物にも似しポロ自動車なりとは言へ、これを一臺持つが
故に年に六七十圓の各種税金がかゝるそうだ。

その上に尙道路損傷負擔金だ、彼等こそ恰も泣面に蜂の
有様、負擔は年一年過重になり、収入は決してこれと平行
はしない。其の日の食にも困ることさへあるとのこと。

然し若し彼等が三五年流線型の超モダン自動車を持つて
居たとしてもこれのみにては營業が出来ない。良き道路あ
つての物だねだ、道路が良ければ自動車の壽命も長く能率

も上り消耗品も非常に助る彼等が道路より受くる利益たる
や實に大きい。

亦反對に別な方面より是を見れば、彼等程道路を損傷す
るものがあるだらうか。

何千貫と言ふ荷物を小山の如くに積込んで超特急ツバメ
以上のスピードを以て走行するに於ては、假橋等は一度に
して落下致し、簡易舗装道路の如きは小川の如くに凹んで
了ふ。道路に依り受くる利益大なると同時に道路を損傷す
ること亦極めて大なる彼等業者が道路の維持修繕費の一部
を負擔する。これ當然なる因果關係にして彼等とて亦無智
ならざる以上は諦めも付くだらうし、之を是認せねばなら
ぬ彼等より負擔金を徵收しても、これを亦彼等の爲に道路
の維持修繕の費用に充當するのである彼等にこそ何の不平
もない筈だ。

我が埼玉縣に於て公布せし規則こそ情理相兼ねたる實に
堂々たるものにして何一つ非の打ち處が無い筈なれど唯一
つ弘法にも筆の誤りある如く、この規則にも玉にキズとも

言ふべき缺點が二、三無いでもないのである。

其の大なる一つは、餘りに研究せし爲か縣内自動車は勿論なれど、縣外自動車と言へ一度我が縣内を走行せし折は早速これに負擔金を賦課する事だ、全國各府縣に於て縣外自動車に迄負擔金を賦課する處があるだらうか。

假令有りとも縣外自動車より負擔金を徴收する事の困難なるは火を見るよりも明にして容易に徴收は出来ない事と思ふ。

論より證據我が縣に於ても正に當れりだ。

三、机上の空論

道路損傷負擔金徴收規則第三條を見れば負擔金總額は道路の維持修繕費豫算額の五分の一以内に於て知事之を定むとのこと。

亦第四條には

負擔金ハ自動車ヲ使用スル者ニ在リテハ其ノ自動車ノ走行哩數及左ノ比率ニ依リ其ノ他ノ事業者ニ在リテハ知事ノ認定スル損傷ノ損度ニ依リ之ヲ定ム。

紹介

七人乗以下ノ乗用自動車

八人乗以上ノ乗用自動車

十三人乗以上ノ乗用自動車

最大積載量一噸二分未滿ノ貨物自動車

最大積載量一噸二分以上ノ貨物自動車

負擔金は右の比率に依り走行哩數に重きをおきて定むとのこと。

理路は整然たれどもこれ亦なか／＼以てこれには因れない、右の規程にては容易に算出出来ないと共に哩數等はなか／＼參考にならないのだ検査官でも同乗せざる限りはこれも駄目余は右の規程を廢して自動車の大小に依り一臺幾何と確定する方が良いと思ふ。

第五條には

前條ノ走行哩數ハ一定ノ路線又ハ區間ニ據リ自動車ヲ使用スルモノニ在リテハ其ノ道路延長及通行回數ニ依リ其ノ他ノモノニ在リテハ事業者ノ申告ニ依リ知事之ヲ定ム

前項ノ申告ヲ爲サザル時又ハ申告不相當ト認ムル時ハ
知事ノ認定スル所ニ依ル

若シ事業者が申告をしない時は、知事が之を認定する昭

和九年度分は知事が認定したか否か、一樣に乗用も貨物も
一臺二圓七十二錢也を賦課した、第四條の比率等は参考に
したかしないか、兎に角一臺幾何の方が確に良い方法だ。

今我が縣に於ける近年の道路維持修繕費は二十萬圓以上
二十五萬圓以下にして普通二十三萬圓である。

若シ五分の一の負擔金を彼等に賦課せんか彼等こそ容易
な事ではないと思ふ。

然し十一年度歳入豫算として道路損傷負擔金を一萬圓計
上してある五分の一どころか二十何分の一である。

亦我が縣に於ける自動車總數は官公用を差引き乗用一、
〇七〇臺、貨物一、一五〇臺にして縣内自動車のみにてこ
の一萬圓を負擔せんか一臺僅か四圓五十錢以内である。

彼等が道路より受くる利益道路を損傷する程度よりこれ
を見る時一年一臺四圓五十錢の負擔金は決して過重には非

ず寧ろ輕きに失する位である。たかゞ一萬圓許りの端金を
徴收する爲縣外自動車に迄負擔金を賦課する必要があるだ
らうか。

假令又縣外自動車にこれを賦課せんにもそれは机上の空
論にして到底實行は不可能である他府縣の自動車にして定
期的に縣内を通行する乗合自動車或は貨物自動車にのみ、
これを課すなら大して難事とも思はないが一年に一回或は
二回我が縣内を走行せしのみにて早速これに負擔金を賦課
する。如何にしてこれを賦課するか。

それは通行者が道德的良心を以て自發的に路線名、通行
箇所、通行回數、通行哩數或は區間等を申告し、これを參
考にして負擔金を賦課することになつてゐるのだ。

規則は兎に角右様としても果して百人が百人共眞面目に
これが申告をなすだらうか。

人間程慾の皮の突張つた動物はない、年一年斷髮は其の
數を増加し、スカートはいやが上にも短くなる、これ皆經
濟的自覺の向上にして、つまるところの慾の表現等と言ふ

事は別として何せ道徳心等は日一日と薄くなり、其の反對

に慾が増す、下さるものなら他人の借金でも貰ふとするが
出す事となると容易に舌さへも出さない人間の多い今日、
負擔金を徴收さるゝ事を承知の上で、この申告を眞面目に
出す者殆ど絶無と言つても過言ではない。

亦それが人情の當然かも知れないのだ。申告書も餘りに
面倒だ學士様でも一寸手が出ない程にやゝこしい。

同法施行細則第五條には

負擔金納付義務者ニシテ本縣内ニ住居又ハ營業所ヲ有

セザルトキハ本縣内ニ住居ヲ有スル者ヲ代理人ト定メ

知事ニ届出ツヘシ

代理人ニシテ不適當と認ムルトキハ其ノ變更ヲ命ズル

コトアルベシ

一度埼玉縣内を通行したのみにて直ちに縣内に代理人を
設けるに於てはこれ亦到底不可能と言つても良い位だ。

これでは餘りに面倒だ出したい金も餘りにやゝこしいが
故出せなくなる。今少し簡単な方法は無いだらうか實際に

適せる。

縣外自動車より負擔金を徴收する完全な手段としては唯
一〇國府縣道の縣界に一々關所を設け日夜これを監視する
ことそれのみだ。恰も買取橋梁の如くに、さすればこれが
徹底は期せられようが、たかゞ一萬圓の金を徴收する爲に
かゝる關所迄設けんかその費用こそ一萬圓以上にして何等
利益がない事になる。

我が縣は帝都に隣する關係上亦近くに名勝舊蹟多い爲か
他府縣自動車の交通たるや實に頻繁にして道路を損傷さる
ゝ事極めて大なりとは言ひ乍ら實際に於て負擔金を課す能
はざる事なれば非常に残念な事とは思ふが、これ亦詮方な
い事だ。諦めが何よりカンデン。

我が川口市浦和市の如きは東京市内も同様にして彼等は
東京を相手に生活して居るのだ。若し東京府に於ても我が
縣の如く他府縣の自動車に負擔金を賦課する方針を立てん
か、到底川口浦和等の自動車業者は負擔に苦しみ生活線上
に一大支障を來すであらう。

彼等はこれを考へあれを思ひ、やうやくにして一大決心をなし他府縣の自動車分をも合せて負擔すると言ふのである。蓋し殊勝な心掛けであると同時に、斯く迄思ひつめて居るのである彼等の心を參酌し又實行不可能を自覺して縣外業者への賦課はこれを中止し、縣内のみにて満足するが得策ではないかと思ふ。

机上の空論と實際とは必ずしも合致しないのであるから

四、徴收と寄附

いやしくも徴收と銘打つ以上は絶對的のものにして若し徴收に應ぜざる時は國稅徴收法に因り斷然これを處分すべきである。道路損傷負擔金徴收規則も其の通り。

この規則により一定の金額を賦課され乍ら、言を左右して之に應ぜざる時は以後のみせしめ法の手前斷呼國稅徴收法を適用するを可と思ふ縣の體面上でも左様ありたい。

我が縣に於ても昭和九年度より道路損傷負擔金徴收規則を施行した。

業者の反對たるや實に物凄く當局者もいさゝかタヂく

の態であつたが、然し今更變更も中止も出來ず一大勇猛心を以て施行した。何を基準にしたか九年度は乗用貨物一律に一臺二圓七十二錢也を賦課した。イヤ賦課には非ずこれが寄附を言ひ渡した。堂々たる法があるのに何故わざわざ寄附の形式にしたのか、當局者の考は知らない。

徴收と寄附とは大なる相違がある、寄附は任意的のものにして、これを強請せんか幾多の問題が起る事は當然だ。

彼等もこれを知つてなか／＼以て寄附願を提出せず、詮方なく縣では一方ならぬ工夫を凝らし漸く寄附願のみは全部提出させた。これも彼等が決して強いのではなく縣が餘りにも弱いのであるいさゝか遺憾に思ふ。余は何も寄附等の形式にせず飽く迄徴收で邁進した方が必ず良結果を得た事と信ずる。彼等に足許を見られたのだ、亦寄附には絶對的の力がなく當事者も相當困難を感じたらしい。

要は机上の空論にのみとらはれず實際に處して不動たる時勢に適した方法を採用されんことを望む。